

# 総務委員会議案説明資料

令和5年12月6日

件名		頁
1	第160号議案 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第163号議案 郷土博物館展示部分改修業務委託について・・・・・・・・	5

(総務部)

# 第160号議案説明資料

令和5年12月6日

件名	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>足立区職員の派遣先に「公益社団法人 足立区シルバー人材センター」を追加するため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>条例第2条第1項に定める派遣先に「公益社団法人 足立区シルバー人材センター」を追加する。</p> <p><b>3 改正（派遣先追加）の経緯</b></p> <p>シルバー人材センターの事務局長ポストは、「退職した区の管理職」を新規採用している。</p> <p>近年、シルバー人材センターの会員の減少や高齢化が進むなど厳しい状況にある中で、企業には、令和3年4月に改正・施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき70歳までの継続雇用が努力義務化されるなど、シルバー人材センターを取り巻く環境はますます厳しいものとなっている。</p> <p>今後も持続可能な事業運営を行っていくため、足立区職員を派遣し、以下の取り組みを実施・強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現役の区職員が事務局長を務め、区とのパイプを強化し、公共施設を広報配布拠点にするなどの運営体制の見直しを図っていく。</li><li>(2) 区の発注所管課との連携をより強化することで受注数を増やしていく。</li><li>(3) 区の高齢福祉課等と連携し、新たな会員勧誘の方策を検討していく。</li><li>(4) 連絡体制の見直しを行い、緊急事故時の対応力を向上させるとともに、区の衛生部等と連携し、熱中症対策などを講じていくなど、会員や区民の安全を確保していく。</li></ul> <p><b>4 予算への影響について</b></p> <p>シルバー人材センターの事務局長ポストの給与は、区の職員の給与表を参考にシルバー人材センターで決定し、その金額を区から補助金として交付している。派遣切り替え後、区が派遣職員の給与を負担し、派遣職員分の人件費を減額して補助金交付するため、支出総額に変更はなく予算的な影響は生じない。</p>

## 5 他区の状況

- (1) 派遣先に「シルバー人材センター」の記載がある区（13区）  
江戸川区、江東区、台東区、千代田区、中央区、品川区、杉並区、世田谷区、豊島区、北区、新宿区、大田区、文京区の13区
- (2) 派遣先に「シルバー人材センター」の記載がない9区の状況  
シルバー人材センターを派遣先として追加する動きはない。

## 6 新旧対照表

別紙のとおり

## 7 施行年月日

令和6年4月1日

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第2号</p> <p>第1条 省略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(7) 省略 (8) <u>新設</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第3条～第7条 省略 (法第10条第1項に規定する条例で定める法人)</p> <p>第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、<u>次に掲げるもの</u>とする。 (1) <u>足立市街地開発株式会社</u></p> <p>第9条～第17条 省略</p>	<p>○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第2号</p> <p>第1条 現行のとおり (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(7) 現行のとおり (8) <u>公益社団法人 足立区シルバー人材センター</u></p> <p>2・3 現行のとおり</p> <p>第3条～第7条 現行のとおり (法第10条第1項に規定する条例で定める法人)</p> <p>第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、<u>足立市街地開発株式会社</u>とする。</p> <p>第9条～第17条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 1 6 3 号議案説明資料

令和 5 年 1 2 月 6 日

件 名	<b>郷土博物館展示部分改修業務委託について</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 株式会社日展 東京支店 支店長 福岡 功 東京都台東区東上野六丁目 2 1 番 6 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 2 6 8, 9 5 0, 0 0 0 円 (落札率 9 7. 7 5 %)</p> <p><b>3 契約方法</b> 指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b> 5 足総契契第 0 2 2 4 6 6 号</p> <p><b>5 履行期限</b> 令和 7 年 3 月 3 1 日</p> <p><b>6 履行場所</b> 足立区立郷土博物館 (足立区大谷田五丁目 2 0 番 1 号)</p> <p><b>7 契約内容</b> 郷土博物館の常設展示部分を改修する。 (1) 展示具の製作及び設置 (2) サイン・グラフィックの製作及び設置 (3) 演示具の製作及び設置 (4) 模型・造形物の製作及び設置 (5) 電気・照明・設備の施工及び設置</p> <p><b>8 その他</b> (1) 仮契約年月日 令和 5 年 1 1 月 6 日 (2) 入札・開札年月日 令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (3) 指名業者 1 0 者 (予定価格超過 2 者、辞退 2 者、不参加 5 者) (4) 予定価格 2 7 5, 1 3 9, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。 ※ 当該業務委託は、契約内容に議会の議決に付さなければならない工事又は製造の請負の要素が 1 億 8 千万円を超える案件として上程する (工事請負要素：約 1 億 9 千万円)。</p>